

種苗法改正に伴う埼玉県登録品種の自家増殖への対応について

令和4年1月25日
農 林 部

令和2年12月の種苗法の一部改正に伴い、登録品種について農業者が正当に入手した種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗に利用すること（自家増殖）は、令和4年4月1日以降、育成者権者の許諾が必要になります。

埼玉県が育成した登録品種（出願中品種を含む）についての、令和4年4月1日以降の自家増殖に係る対応は以下のとおりとします。

基本方針

- ・自家増殖については、県内生産者に限り（茶を除く）許諾し、許諾料は無償とします。
- ・自家増殖の許諾手続きは不要です。

作物別の対応

1 稲、日本なし、はたけしめじ

(1) 県内生産者

県内所在の生産者に栽培を認め、下記の遵守事項を条件として自家増殖を許諾し、許諾料は無償とします。自家増殖の許諾手続きは不要です。

※稲については毎年の種子更新を推奨します。

(2) 県外生産者

県外生産者（一部稲の種子生産者は除く）には栽培を認めず、自家増殖も許諾しません。

2 茶

県内・県外の生産者に栽培を認め、下記の遵守事項を条件として自家増殖を許諾し、許諾料は無償とします。自家増殖の許諾手続きは不要です。

遵守事項（稲、日本なし、はたけしめじ、茶）

自家増殖を行った時点で、下記の遵守事項に同意したものとみなします。

ア 増殖した種苗の栽培は埼玉県内に限ること（稲のいわゆる出作及び茶を除く）。

イ 収穫物等を種苗として用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないよう、適切に選別して利用すること。

ウ 増殖した種苗のうち、自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。

エ 当該品種の種苗を用いて得た収穫物等を、種苗として有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。

オ 第三者への譲渡を防止する観点から、当該品種の種苗を用いて得た収穫物等を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合、遅滞なく埼玉県にその旨を報告すること。

カ 自家増殖の許諾に関連する書類やほ場等について、必要に応じて埼玉県が調査することを認め協力すること。

キ その他自家増殖の許諾に係る事項について埼玉県の指示に従うこと。

3 いちご

(1) 県内生産者

県と利用許諾契約を締結した県内団体の構成員である生産者に限り県内での栽培を認め、自家増殖を許諾します。自家増殖の許諾料は無償とし、許諾手続きは不要です。

(2) 県外生産者

県外生産団体等とは利用許諾契約の締結は行わず、自家増殖も許諾しません。

4 シクラメン

県と利用許諾契約を締結した種苗業者から再利用許諾を受けた生産者に栽培を認めます。

(1) 県内生産者

県内所在の生産者に限り自家増殖の許諾料は無償とし、許諾手続きは不要です。

(2) 県外生産者

自家増殖は許諾しません。

詳細について

品種毎の詳細については、埼玉県農林部生産振興課のホームページに掲載します。また、上記対応に変更があった場合も、随時、同ホームページに掲載します。